

令和7年度福岡ジャックプロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

本要領は、令和7年度福岡ジャックプロモーション業務（以下「本業務」という。）の履行に最も適した委託契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務の目的

本業務は、福岡都市圏の人気飲食店において、伊万里産食材による新規メニューを開発及び提供する伊万里フェアを開催することにより、交流人口の拡大のための新ターゲット層である30代を中心とした女性を含む多くの方に伊万里の魅力を発信する。

2 業務の概要

- （1）業務名 令和7年度福岡ジャックプロモーション業務委託
- （2）業務内容 別紙仕様書のとおり
- （3）履行期間 契約日から令和8年3月31日まで

3 契約方法

本業務において予算の範囲内で最大限の効果を上げるためには、提案者の実績、発想、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する必要があるため、競争入札は実施せず、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を選定する。

4 見積限度額

見積の限度額は5,170,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- （2）参加表明書の提出締切日において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成16年告示第81号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- （3）参加表明書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等である。
- イ 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ 再委託等の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している。

6 日程（全て令和 7 年）

公募開始	4 月 1 日（火）
質疑受付締切	4 月 8 日（火）
質疑に対する回答	随時 最終回答日として 4 月 10 日（木）を目途とする
参加表明書等提出締切	4 月 14 日（月）
提案書等受付締切	5 月 1 日（木）
第 1 次審査通知	5 月中旬
第 2 次審査	5 月 27（火）・5 月 28 日（水）のうち市が指定する日
第 2 次審査結果通知	6 月上旬
最終見積書提出	6 月中旬
契約締結	6 月下旬

※日程は予定であり、前後する場合があります。

7 質疑・回答について

(1) 質疑受付締切：令和 7 年 4 月 8 日（火）

※受付時間は、伊万里市の休日を定める条例（平成元年条例第 54 号。以下「休日条例」という。）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(2) 質疑受付方法：

指定様式に質問内容を記入し、電子メールで提出すること。

※内容が同様であれば指定様式以外も可とする。

(3) メール送付先：伊万里市市民交流部シティプロモーション推進課

E-mail : kankou@city.imari.lg.jp

※本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(4) 質疑に対する回答：

質疑を受け付けた場合、翌営業日の正午までに市 HP にて質疑内容及び予定回答日時を公開し、回答は予定回答日時を目安として同 HP に公開する。

回答に対する再度の質問は受け付けない。

8 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式 1）に別に定める書類を添えて提出すること。

なお、期限までに参加希望書の提出のない者からの提案は受け付けないものとする。

(1) 参加表明書の提出方法

ア 提出期限：令和 7 年 4 月 14 日（月）

※受付時間は、休日条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 提出場所：〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町 554-5

伊万里市東駅ビル 2 階

伊万里市市民交流部シティプロモーション推進課

ウ 提出方法：郵送又は持参

エ 提出書類：※直前 6 か月以内に作成又は取得したもの

(ア) 【様式 1】 参加表明書（写し不可）

(イ) 【様式 2】 使用印鑑届兼委任状（写し不可）

(ウ) 【様式 3】 誓約書（写し不可）

(エ) 印鑑証明書（写し可）

(オ) 【様式 4】 営業所一覧表（写し可）

(カ) 【様式 5】 業務経歴書（写し可）

(キ) 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（写し可）

(ク) 直前の期末における決算報告書（写し可）

(ケ) 国税の納税証明書〔その 3 の 3〕（写し可）

(コ) 佐賀県税の納税証明書〔未納のない証明〕（写し可）

※佐賀県内に営業所等を有する場合のみ

(サ) 【様式 6】納税状況等確認同意書（写し不可）

※伊万里市内に営業所等を有する場合のみ

オ 提出部数 1 部

(2) 参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

ア 通知先：参加表明書の提出者全て

イ 通知方法：書面にて

ウ 通知時期：令和 7 年 4 月下旬

エ その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 5 日以内（休日条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお伊万里市は、説明の求めがあった場合、説明を求めることができる期限の翌日から起算して 5 日以内に書面により説明を行う。

9 提案書等の提出方法

提案資料の様式は A4 判の任意様式とする。

提出する提案書等は各参加者 1 提案とし、仕様書の内容を含んだ提案書等を提出すること。

(1) 提出締切 令和 7 年 5 月 1 日（木）

※受付時間は、休日条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(2) 提出場所 参加表明書の提出先場所と同じ。

(3) 提出方法 持参

(4) 提出物 ※作成方法については後述「提案書等作成方法」を参照のこと

ア 提案書

別紙「提案書作成について」を参考に作成すること

イ 業務履行計画表

ウ 費用見積書

見積額は、消費税及び地方消費税の額を含んだ額とする

費用の内訳を別紙にて記載すること

(5) 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

1 0 提案書等作成方法

- (1) A4 判 ※A3 折込可・縦判横判は問わない
- (2) 片面印刷
- (3) 要ページ番号（下記中央）
- (4) 長辺綴じ（ホチキス 2 か所）
- (5) 総ページ数制限なし

1 1 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は、令和 7 年度福岡ジャックプロモーション業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記の要領で行う。

(1) 第 1 次審査（書面審査）

第 1 次審査は、提出された提案書等により書面審査を行う。

提出があった企画提案書の数が 5 件を超えた場合にあっては、上位 5 位程度までの企画提案を第 2 次審査の対象とする。また、企画提案書の数が 5 件を超えない場合は、全ての企画提案をもって第 2 次審査を行う。

第 2 次審査の日程等通知については第 1 次審査後速やかに全提案者に行う。第 1 次審査不通過の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 5 日以内（休日条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができ、伊万里市は、説明の求めがあった場合、説明を求めることができる期限の翌日から起算して 5 日以内に書面により説明を行う。

なお、第 1 次審査にあたっては、別途個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーション）

ア 令和 7 年 5 月下旬にプレゼンテーションを行うものとする。なお、日時及び会場は別途通知する。

イ プレゼンテーションは各提案者 30 分以内（提案 20 分以内、質疑 10 分以内）とする。

ウ プレゼンテーションの際に使用する機材については、モニター、モニターとつながる HDMI ケーブル、コードリール（受け口はモニターに 1、残り 3）を市側で準備する。その他は提案者で必要に応じて用意すること。

エ プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

(3) 審査基準

審査及び評価項目、評価点は別紙「選定評価基準」のとおりとし、最高得点者を本業務の候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、順位が上の者を本業務の候補者として選定する。

また、選考において、審査委員会各委員の評価点が 100 分の 60 に満たない場合は、

候補者として選定しない。

1 2 審査結果

審査結果の通知については、下記のとおりとする。

- (1) 通知先：全提案者
- (2) 通知方法：書面にて
- (3) 通知内容：本業務の契約候補者であるか否か
- (4) 通知時期：令和 7 年 6 月上旬
- (5) その他

審査結果の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 5 日以内（休日条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお、伊万里市は、説明の求めがあった場合、説明を求めることができる期限の翌日から起算して 5 日以内に書面により説明を行うものとする。

1 3 提出書類の取扱

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、下記のとおり取扱うものとする。

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の提出後における差し替え及び削除、また伊万里市が必要と認め資料の追加を求めた場合を除き、追加等は一切認めない。
- (3) 提出書類を、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。

1 4 情報公開及び提供

- (1) 提出書類について、伊万里市情報公開条例（平成 11 年条例第 16 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

なお、本業務の候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、候補者決定後の開示とする。

- (2) 本業務の候補者選定後に実施する見積合せについては、結果を「伊万里市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領」に基づき公表する。

1 5 その他

- (1) 費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

- (2) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 参加辞退の取扱い

参加表明書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出る
こととし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。た
だし、契約の相手方に決定した者が作成した企画提案書等の書類については、伊万里市
が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）する
ことができるものとする。

なお、伊万里市が契約の相手方の作成した企画提案書等の書類を無償でしよう
とする場合には、予め契約の相手方に通知し承諾を得ることとする。

(5) 異議申立て

参加表明者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議
を申し立てる事はできない。

(6) 失格条項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、
その者を失格とする。

- ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当した場合
- カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的又は間接的に行った場合
- キ 参加表明書の提出期限以降において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停
止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- ク 本要領に違反又は逸脱した場合
- ケ プレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- コ 費用見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

1 6 問い合わせ先

〒848-0041

伊万里市新天町 554-5 伊万里市東駅ビル 2 階

伊万里市市民交流部シティプロモーション推進課

TEL : 0955-20-9031 (直通)

FAX : 0955-20-9032

E-mail : kankou@city.imari.lg.jp